

## 本市立幼稚園・小中学校で感染者が確認された場合の対応について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
大阪府新型コロナウイルス対策本部会議により決定された方針にもとづき、本市立幼稚園・小中学校においては、以下のとおり対応いたしますので、お知らせいたします。

なお、家庭においては裏面の対応となりますのでご注意ください。よろしくお願いいたします。

	① 教育活動において、感染者と感染対策なしに飲食を共にした者（※1）等への対応	② 教育活動において、感染者と接触した者への対応（左記①を除く）	③ 泊を伴う行事等において、感染者と同室であった者への対応
対応	<p>《濃厚接触者として扱わない》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>5日間の出席停止</b>となります</li> <li>・ 健康観察をお願いします</li> <li>・ 濃厚接触者とはなりません。外出自粛にご協力ください</li> </ul>	<p>《濃厚接触者として扱わない》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>出席停止にはなりません</b></li> <li>・ 健康観察をお願いします</li> </ul>	<p>《濃厚接触者として扱う》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>濃厚接触者として5日間の出席停止</b>となります</li> <li>・ 健康観察をお願いします</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席停止期間は5日間</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>抗原定性検査キット（※2）の活用で期間短縮【最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）】が可能です</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、期間短縮の有無に係わらず、<b>7日間は「感染リスクの高い行動（◆2）」を行わないでください</b></li> </ul> <p>（最終接触の翌日から5日または7日間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席停止期間は5日間</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>抗原定性検査キット（※2）の活用で期間短縮【最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）】が可能です</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、期間短縮の有無に係わらず、<b>7日間は「感染リスクの高い行動（◆2）」を行わないでください</b></li> </ul> <p>（最終接触の翌日から7日間）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席停止期間は5日間</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>抗原定性検査キット（※2）の活用で期間短縮【最短で3日目の確認以降（2日連続の検査で陰性を確認できた場合）】が可能です</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記、期間短縮の有無に係わらず、<b>7日間は「感染リスクの高い行動（◆2）」を行わないでください</b></li> </ul> <p>（最終接触の翌日から5日または7日間）</p>
<p>◆1 上記①～③については、感染者と感染可能期間（※3）に接触（※4）があった場合を示します</p> <p>◆2 「感染リスクの高い行動」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触</li> <li>・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問</li> <li>・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加</li> </ul> <p>◆3 体調が悪くなった際には医療機関へ連絡のうえ受診していただくようお願いします</p>			

※1 飲食の場面で、手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上話をした者

※2 抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（体外診断用医薬品）となります

※3 「感染可能期間」は、次のとおりとなります

- ・ 感染者が有症状の場合 症状が出た日の2日前から療養終了日まで
- ・ 感染者が無症状の場合 検体をとった日の2日前から療養終了日まで

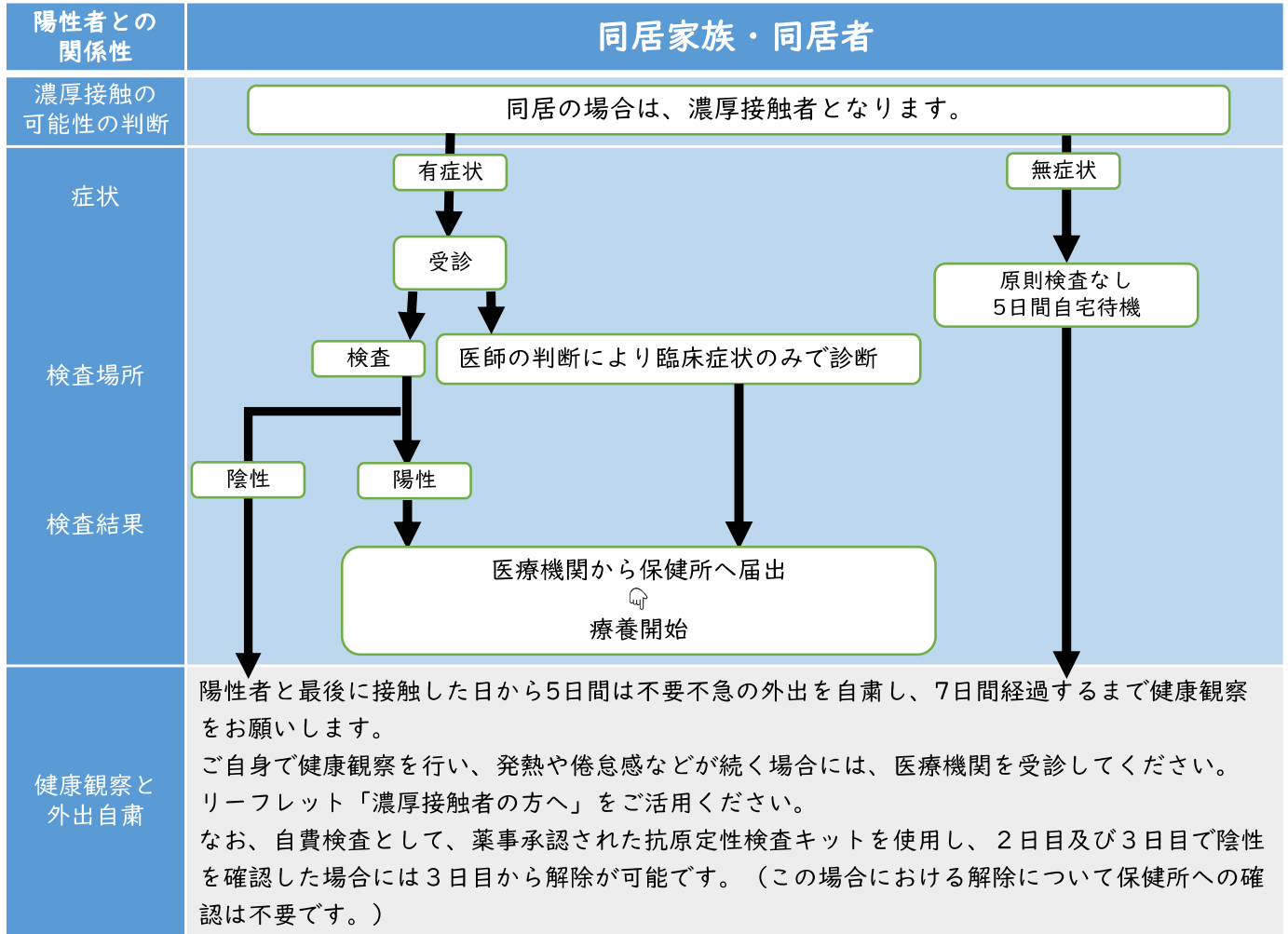
※4 「接触」の例は、以下のような場合となります（参考：大阪府健康医療部HP）

- 「接触」の例：（泊の有無にかかわらず）以下のいずれかの接触があった場合

  - 手で触れることのできる距離（目安として1m）でマスクなしで15分以上会話をした
  - 車内等で長時間（1時間以上）の接触（「会話」や「共有のものを使用」）があった
  - 適切な感染防護なしに感染者を診察、看護もしくは介護をしていた
  - 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

# 新型コロナ陽性者と同居している方の対応フロー ～全ての同居者は濃厚接触者です～

令和4年7月28日時点



### 【検査の費用について】

患者と濃厚接触した可能性があり、医療機関で検査を実施する場合、医師が必要と判断して行った新型コロナの検査については、検査にかかる費用は公費負担となるため自己負担は生じません。

（ただし、新型コロナの検査以外の初診料等は公費負担対象外です。）

また、医師の判断により臨床症状のみで新型コロナウイルス感染症疑いの疑いがあると診断された方（疑似症患者）の場合、診断後の治療費は公費負担となります。（ただし、初診料等は公費負担対象外です。）

### 〈患者の同居者の待機期間の考え方〉

同居家族など生活を共にする者の場合は、患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は発症後住居内で感染対策※を講じた日のいずれか遅いほうを0日目とし起算ください。

※家庭内での感染対策とは、マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策

